

介護サービス事業所における事故及び事故報告の留意点

江戸川区への報告について

- 事故報告を行う際は、江戸川区所定の様式を使用してください。
※区外に所在する事業所で、所在自治体に提出した事故報告書の内容が江戸川区所定の様式の記載内容を網羅している場合には、江戸川区所定の様式を使用せず、所在自治体に提出した事故報告書を江戸川区に提出して差し支えありません。
その場合、報告書の提出先を「江戸川区介護保険課長宛」に変えてください。
- 一度提出した事故報告の内容に変更が生じた場合には、その都度続報（経過報）の事故報告を提出してください。
また、対応が終結した場合には最終報を提出してください。
- 感染症等の発生の場合には、感染症発生時用の報告書で報告してください。

事故報告書の作成と再発防止策について

- 事故報告書は第三者にもわかりやすい内容の記載にしてください。また、記載にあたっては、記載例を確認してください。
※事業所内だけで通用する用語や省略後の使用は避けてください。
- 事故報告書の記載内容は正確を期すよう、留意してください。
- 事故の再発防止策は原因分析をつぶさに行った上で定めてください。また、再発防止策の内容は実現可能であることに留意してください。
※原因分析をしてもなお原因が不明の場合には、事故発生時までの状況を遡るなど、考えられることを一つ一つ検証してください。

事故後の対応について

- 事故の情報や記録等は積極的に家族に情報提供するなど、誠意をもって対応してください。
また、現場職員と管理者又は事業所と運営法人等で家族への説明内容が食い違うことのないよう、家族への説明は事業所として責任をもって行ってください。
事故後の対応に関して、事業所から江戸川区へ事故報告の提出がなされていないことや、事業所から家族へ事故の報告や事故に係る説明がないこと、家族への説明が翻ることなどで、利用者家族から江戸川区へ提出された事故報告書の開示請求や問い合わせ、事故に係る事業所に関する苦情等が増加しています。